

様式 2

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

No. 7

所管課かい名 スポーツ振興課

許 認 可 等 の 内 容		学校等グラウンド夜間照明施設の使用料の減額又は免除
根拠法令等及び条項		静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例第 7 条
行政庁		静岡市長
法 令 の 定 め	静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例（平成 15 年静岡市条例第 126 号） （使用料の減額又は免除） 第 7 条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。	
審 査 基 準	基 準 （未設定の場合は その理由）	使用料を免除する場合を例示すると次のとおり。 ①静岡市が利用する場合。（主催又は共催に限る。） ②静岡市スポーツ協会又は加盟の団体が行う年 1 回の市民大会。 （市民大会と銘打つ年齢別、男女別、中学校、高等学校別等それぞれの大会を含む。） ③静岡市中学校体育連盟が主催して行う事業。 ④特別支援学校が教育活動又はこれに類する目的のため利用する場合。 ⑤社会福祉団体・施設等が障害克服訓練・指導又はこれに類する目的のために使用する場合で、福祉事務所（課）経由で申請された場合。 ⑥消防団が訓練等で利用する場合。 ⑦開放校及び開放校の P T A が主催して行う事業。
	設 定 年 月 日	平成 1 5 年 4 月 1 日設定（令和 7 年 4 月 1 日最終設定）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 （未設定の場合は その理由）	総日数 1 0 日（休日を含む。）
	設 定 年 月 日	平成 1 5 年 4 月 1 日設定（令和 年 月 日最終設定）